

円山動物園消防設備点検業務仕様書

1 業務概要

本業務は、円山動物園に設置されている消防用設備について、消防法第17条の3の3の規定により、機器点検及び総合点検を実施するものである。

2 業務委託期間

契約書に示す着手の日から令和4年3月31日まで

3 業務対象施設

札幌市円山動物園

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1

4 業務対象

動物園内の動物舎、管理施設の消防設備

【別表-1～3、図-1、各建物図参照】

5 業務内容

(1) 業務目的

ア 本業務は、防災設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態に資することを目的とする。

イ 「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じた保守を実施すること。【別表-3参照】

(2) 点検及び保守

ア 点検の基準、期間及び結果報告は、表-1によるほか、次に定めるところによる。

(ア) 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)

(イ) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)

(ウ) 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号)

イ 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、表-1 に定める資格を有する者が行うものとする。

ウ 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。

表-1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防 の 用 に 供 す る 設 備	消火 設備	消火器具	第 6 類	第 1 種	6 ヶ月	1 年
		屋内消火栓	第 1 類			
	警報 設備	自動火災 報知設備	第 4 類	第 2 種	6 ヶ月	1 年
		非常警報装置	第 4 類 第 7 類			
	避難 設備	誘導灯 及び誘導標識	第 4 類	第 2 種	6 ヶ月	
			第 7 類(注 1)			

注 1) 第 4 類 (甲種・乙種) 又は第 7 類 (乙種) のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

6 業務実施時期

実施日については上記、表-1 に基づき委託者と打合せて決定すること。

1 回目は契約後速やかに実施の準備を行い 8 月中に行うものとする。

2 回目は 2 月中に実施するものとする。

7 業務実施における一般事項

- (1) 仕様書に示す点検を実施し、その結果の報告書を提出すること。点検により行った交換部品等があった場合、写真を添付すること。写真は、作業前、作業中、作業後は必ず撮影することとし、点検対象以外でも異常を発見した場合には、本市の指定する職員に報告すること。
- (2) 消火栓の放水試験は設置獣舎 4 館でキリン館 1 箇所、カバライオン館及びホッキョククマ館各 2 箇所、ゾウ舎 3 箇所（計 8 箇所）で担当係員の指示する消火栓で実施することとする。
- (3) 別表 2 による消火器交換予定箇所（6 型 16 本、10 型 14 本、20 型 8 本）の消火器は受託者で用意し 2 回目点検時に交換することとする。
また交換に際し必要な手続き、及び交換した使用期限の超過した消火器は担当係員の指示する場所に収めるものとする。
- (4) 本業務で実施した消火器（消火器交換指示を除く）の点検や、その他の点検により発生する部品の費用に関しては担当者と協議し別途請求することとする。

(5) 保守の範囲

特記仕様書に示す点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃を実施すること

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合は調整すること

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合は、増締めすること

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充をすること

(ア) 潤滑油、グリス、充填油

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な塗装

(6) 受託者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部材、材料、油脂等は、受託者の負担とする。

8 業務管理

(1) 業務員の要件

- ア 表－1の免許保有者で、受託者と直接雇用関係にあること。
- イ 受託者は、業務員の中から業務責任者を定め委託者に届け出ること。
また、責任者を変更した場合も同様とする。
- ウ 業務責任者は、業務目的、作業内容、委託者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。
- エ 受託者の業務員は、市民の利便性を高める公共施設であることを自覚し、市民に接するときは誠意ある対応をすること。
- オ 受託者は、業務員に対し社員であることを示す名刺サイズの名札の着用、腕章の義務付け、作業に合った服装を整えること

9 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務着手届、主任技術者通知書（経歴書、健康保険証等の写し添付）、工程表を添えて提出すること。
- (2) 業務計画書の作成
受託者は、本仕様書を照らし、業務実施体制、全体工程、業務員が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を、契約締結後14日以内に作成し、委託者の承諾を受けること。
- (3) 業務終了後、点検報告書を作成し、各施設毎の消防用設備等の位置を平面図に明記したものを添付して速やかに提出すること（A4版：2部）。
また、平面図はデータ（PDF）でも提出すること。

10 その他

- (1) 点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、来園者、職員に対する危害防止を図るものとする。
- (2) 業務期間中に不具合が発生した場合、委託者の要請に速やかに対応出来る体制を確保すること。
- (3) 本業務の履行に於いては、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本仕様書について不明な点がある場合は、委託者と確認の上、業務漏れがないようにすること。
- (5) 施設内に配置している消火器等消防機器および消防設備については、適正な数量と配置・性能のものが設備されているか確認の上、過不足が確認された場合には、適正な数量等について委託者に書類を以て報告すること。